

工事の入札時における手続について

1 「かながわ電子入札共同システム」の操作について

- (1) 「かながわ電子入札共同システム」のホームページを開く
- (2) 最上段にある「マニュアル」を選択
- (3) 左側の「入札の手順」から、該当する操作方法を選択する。

2 「入札書」及び「内訳書」の提出について

入札書には必ず内訳書を添付し、期限までに「かながわ電子入札共同システム」により提出してください。

なお、発注者から入札に関する情報提供を行うことがありますので、同システムの「質問回答機能」から掲示内容を確認の上、入札を行ってください。

3 不適正な内訳書により入札が無効となる事例について

- (1) 入札書の内容（件名、業者名・金額など）と不一致
- (2) 入札説明書の内容（項目・数量・単位など）と不一致
- (3) 合計金額（消費税抜き）が入札金額と不一致
- (4) 単価や金額の記入もれ、桁誤り。
- (5) 掛け算（数量×単価）、足し算（合計金額）等の計算誤り。
- (6) 「千円未満切捨て」など、値引き処理に該当するものがある。
- (7) 金額の円未満（端数）処理の誤り。

⇒ （数量×単価＝金額）は1円までとし、1円未満は切捨てる。

【落札者の決定について】

開札後、落札候補者となった旨の連絡を受けた場合は、入札公告「工事別発注概要書」の「その他」欄に記載されている書類等を、速やかに厚木市役所契約検査課の窓口へ提出してください。

（誓約書の書式は、厚木市ホームページから入手できます。）

なお、場合により、追加で他の書類の提出を求めることがあります。

また、次に該当した場合は、失格となります。

- (1) 配置予定技術者・現場代理人調書に記載された技術者等が入札参加資格要件を満たさなかった場合
- (2) 期限までに書類等の提出がなかった場合